

別表十（二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書を提出する内国法人で国家戦略特別区域法第27条の3（課税の特例）に規定する法人（以下「指定法人」といいます。）に該当するものが措置法第61条（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で指定法人に該当するものが令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の63の2（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 その事業年度において法第62条の9第1項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）、第64条の11第1項若しくは第2項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第64条の12第1項若しくは第2項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）若しくは第64条の13第1項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）、令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第61条の12第1項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）若しくは令和2年6月改正前の令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により益金の額若しくは損金の額に算入される金額がある場合又はその連結事業年度において令和2年旧法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（法第62条の9第1項又は令和2年旧法第61条の12第1項の規定により令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個別

益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定により益金の額若しくは損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額仮計又は連結所得金額仮計5」は、その益金の額に算入される金額を減算し、及びその損金の額に算入される金額を加算した金額を記載します。

3 「軽減対象所得金額又は軽減対象連結所得金額6」は、措置法令第37条第7項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第2項に規定する軽減対象所得金額若しくは令和2年6月改正前の措置法令（以下「令和2年旧措置法令」といいます。）第37条第4項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第2項に規定する軽減対象所得金額又は令和2年旧措置法令第39条の90の2第2項及び第4項（国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第2項に規定する軽減対象連結所得金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

4 「特別控除額8」は、その内国法人が通算法人である場合（その事業年度がその内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限ります。）には「(7)又は」を消し、その他の場合には「又は別表十(二)付表「11」」を消します。

5 「要加算調整額9」は、措置法第61条第5項の規定により益金の額に算入される同項に規定する要加算調整額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。